

管理 No.	L001
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：建設部土木管理課  
 （占用係 / 内線：3111）

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	工作物の新築等の許可(準用河川)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	河川法(昭和39年7月10日法律第167号)
	根拠規定条項	第26条1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	河川法施行規則(昭和40年3月13日号外建設省令第7号) 河川管理施設等構造令(昭和51年7月20日政令第199号)
	基準規定条項	規則(第11条、第15条)・構造令(本則)
審査基準	<p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(抄)          平成6年9月30日建河政発第52号          建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(5) 第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準について</p> <p>河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。</p> <p>1) 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号)</p> <p>ロ 設置について、「工作物設置許可基準」</p> <p>ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」</p> <p>2) 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3) 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>4) 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>	

	<p>Ⅱ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(抄)</p> <p>平成6年9月30日建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(3) 第26条第1項(工作物の新築等の許可)関係</p> <p>局長通達五1(5)の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 河川区域内の土地における工作物の除却について</p> <p>工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。</p> <p>(2) 埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について</p> <p>1) 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。 2) 著しい河床変動(河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下)を生じないこと。 3) 河川及び河口部の波浪高(高潮時を含む。)が大きくなること。 4) 河川への津波の侵入を助長しないこと。 5) 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請書受理日から1～2週間
本票の作成日	平成30年 2月27日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	